

農林振興課 営農推進係からのお知らせ

問 農林振興課 営農推進係
☎476-1111 (514・515)

■農業用遊休資産バンクを開設しました

大崎町の農業振興を図るため、既に使用されなくなった、または今後使用されなくなると見込まれる牛舎・ハウス・農業用機械等の利用を希望する方に対する情報提供を行う、農業用遊休資産バンクを開設しました。

農業用遊休資産バンクに登録されますと町のホームページ内において公開されます。資産を利用したい方はホームページをご確認いただき、利用したい資産を役場農林振興課営農推進室にご連絡いただければ、資産の所有者にご連絡いたします。

なお、売買・譲渡等の条件交渉や契約に関する仲介行為は行いませんので、ご注意ください。

■農業用廃プラスチック類は適正に処理をお願いします！

農業で使用済みとなったハウス被覆用ビニールやマルチ等の農業用プラスチック類（以下「廃農ビ等」）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において産業廃棄物として規定されており、排出者である農業者自身による適正処理が義務付けられています。

今般、大隅地域管内で、農業者が産業廃棄物収集運搬業許可を有しない者に処理を委託し、廃農ビ等が多量に野積み放置されるという事案が発生しております。

■適正処理とは…

排出者である農業者は、産業廃棄物を処理する場合、許可を持っている業者に処理を委託するとともに、以下の項目が必要となります。

- ①処理業者との委託契約（書面、二者契約）
- ②処理業者へマニフェストの交付
（廃棄物の種類、数量、運搬・処分を受託した者の氏名等記載）

【罰則規定】

無許可業者への処理委託や不法投棄、野外焼却など適正に処理しなかった場合、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金等があります。
（法人の場合は3億円以下の罰金）

大崎町では、大崎町農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会が、農業者に代わって上記項目を行っていますので、農業者が安心して廃農ビを廃棄することができます。

詳細は町ホームページをご覧ください。

【次回回収日程】

回収予定	回収場所	回収時間
3月2日（火）	農協野菜選果場（益丸広域農道沿い）	9:00～12:00 13:00～15:00

廃プラスチック類 34円/kg テロン缶 44円/缶、カヤヒューム缶 44円/kg

■新規就農者ががんばっています！

令和2年11月16日、18日に畜産の新規就農者の方6名について、曾於畑かんセンター、指導農業士と町の担当で訪問し、今後の経営方針や悩み事等の相談を受けました。また、11月19日は、畑かんセンター主催で新規就農者の方を対象にした「農業基礎講座」も開催され、指導農業士、OACクラブ等と意見を交わしました。



【新川尚也さん牛舎】